

佐賀県告示第 103 号

佐賀県文化財保護条例（昭和 51 年佐賀県条例第 22 号）第 4 条第 1 項の規定により、佐賀県重要文化財として次のとおり指定する。

令和 4 年 4 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県重要文化財

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
重第 254 号	佐賀県重要文化財 (工芸品)	色絵花鳥文六角壺	2 口	佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 3100 番地 1 佐賀県立九州陶磁文化館	佐賀県
重第 255 号	佐賀県重要文化財 (考古資料)	中原遺跡墳丘墓出土品	一括	佐賀県神埼市神埼町鶴 3658 番地 2 佐賀県文化財調査研究資料室	佐賀県